

一般社団法人日本発達心理学会 学会賞選考規則

2011年6月18日 制定
改正 2012年10月14日
2013年 3月14日
2014年 3月20日
2017年 3月24日
2020年 3月20日
2024年 9月28日

(目 的)

第1条 この規則は、「学会賞選考委員会規程」第4条に基づき、学会賞の選考業務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対 象)

第2条 選考の対象は、前年度の『発達心理学研究』に投稿によって掲載された論文の原著論文、展望論文、実践論文とする。依頼論文は選考の対象とならない。なお、選考対象論文の第一執筆者は会員であることを要する。

2 原則として同一執筆者に対し重ねて授与することはしない。ただし、第二著者以下の場合はこの限りでない。

(方 法)

第3条 第一次選考では、各一次選考委員が第2条に規定する論文の中から2編以内を推薦する。

2 第二次選考では、第一次選考により推薦された上位およそ5編の論文について、二次選考委員が次の観点から総合的に評定する。評定は、60点から5点きざみで100点までの総合評価による。

(1) 論文の独創性、先駆性、実践的意義

(2) 論文展開の論理性

(3) 成果の発達研究、社会への貢献度

3 学会賞選考委員会委員長と二次選考委員は、第二次選考において優れた論文であると評定された論文を再度審議して授賞候補論文を決定し、理事会に諮る。複数の論文授賞あるいは授賞論文なしと決定してもよい。

(改 定)

第4条 この規則の改定は、理事会で承認を得るものとする。

(附 則)

この規約は、旧「日本発達心理学会賞選考細則」(1991年3月28日制定)に基づいて新規に作成した。